

2009.03.18

在外公館法案改正についての質問要旨

衆議院議員 武正公一

- 1、タイ空港騒乱脱出について（外務大臣、国土交通省、防衛省）

- 2、新型インフルエンザ対応
 - ～在外公館の対応（外務大臣）
 - ～自衛隊機派遣の可能性(防衛省)

- 3、在外公館の情報提供、情報共有手段の充実について(外務大臣)
 - ～在外公館のホームページ、メールのやり取り等

- 4、外務省におけるパブリックコメントの実施状況について(外務大臣)

- 5、ODA の採択・効率化に際して在外公館裁量範囲の拡大について(外務大臣)
 - ～効率化を図る余地がある
 - ～会計研修の充実
 - ～交換公文に先方の了解があれば税の適正使用のチェックを明文化する
 - ～NGO や国際機関との合同評価の実施

- 6、外務省政務本部過去の実績等について(外務大臣)

ウタパオ発日本行き臨時便運航の詳細

平成21年3月17日
外務省領事局海外邦人安全課

11月29日(土)

			定員数	搭乗者数	到着者累計	機材		
・タイ航空	06:00	ウタパオ発	11:40	成田着	309	309	309	B777-300
・日本航空	13:24	ウタパオ発	20:26	成田着	324	276	585	B747-400
・全日空	19:28	ウタパオ発	30日 02:32	羽田着	306	295	880	B777-200ER
・タイ航空	22:30	ウタパオ発	30日 07:00	成田着	388	364	1,244	B777-300

11月30日(日)

・日本航空	02:22	ウタパオ発	09:06	関空着	245	245	1,489	B777-200
・日本航空	04:54	ウタパオ発	13:29	成田着	382	382	1,871	B747-400
・全日空	18:18	ウタパオ発	23:17	成田着	306	297	2,168	B777-200ER

12月 1日(月)

・日本航空	02:00	ウタパオ発	09:21	中部着	245	238	2,406	B777-200
・タイ航空	02:57	ウタパオ発	10:13	成田着	309-388	382	2,788	B777-300
・日本航空	04:46	ウタパオ発	12:08	成田着	324	314	3,102	B747-400
・タイ航空	10:30	ドンムアン発	17:38	関空着	309	294	3,396	B777-300
・タイ航空	12:41	ウタパオ発	20:13	成田着	309	304	3,700	B777-300
・全日空	14:48	ウタパオ発	21:30	成田着	306	296	3,996	B777-200ER
・タイ航空	22:35	ウタパオ発	2日 07:47	成田着	309	293	4,289	B777-300

12月 2日(火)

・日本航空	02:50	ウタパオ発	09:42	関空着	237	226	4,515	B767-300
・日本航空	05:39	ウタパオ発	12:58	成田着	324	318	4,833	B747-400
・タイ航空	11:20	ウタパオ発	18:47	成田着	309	275	5,108	B777-300
・全日空	14:25	ウタパオ発	21:59	成田着	306	271	5,379	B777-200ER
・タイ航空	19:12	ウタパオ発	3日 02:17	関空着	309	250	5,629	B777-300
・タイ航空	23:55	ウタパオ発	3日 07:29	成田着	309	186	5,815	B777-300

12月 3日(水)

・バンコクエアウェイズ	01:04	ウタパオ	07:59	広島着	150	106	5,921	小型機
・日本航空	01:31	ウタパオ発	09:00	成田着	324	259	6,180	B747-400
・日本航空	04:32	ウタパオ発	11:55	成田着	272	185	6,365	B777-300
・タイ航空	11:27	ウタパオ発	18:58	成田着	309	238	6,603	B777-300
・全日空	13:30	ウタパオ発	21:30	成田着	306	228	6,831	B777-200ER
・タイ航空	22:35	アムステルダム発	06:07	成田着	309	271	7,102	B777-300

[本文へ](#) | [ภาษาไทย\(タイ語\)](#) | [English](#) |

search



在タイ日本国大使館

Embassy of Japan in Thailand

[トップページ](#) | [大使館案内](#) | [主要スピーチ](#) | [タイの政治・経済・文化・社会](#) | [日タイ経済連携協定\(JTEPA\)](#) | [日タイ間ODA](#) | [日タイ関係](#) | [領事関連情報](#) | [広報文化](#) | [鳥インフルエンザ関連情報](#) | [タイ滞在豆知識](#) | [リンク](#) | [ご意見箱](#) | [メールマガジン](#) | [サイトマップ](#)[トップページ](#) > ~大使館からのお知らせ~市民民主化同盟(PAD)によるデモ行動(スワンナプーム空港)(その1)

~大使館からのお知らせ~

2008.11.25

市民民主化同盟(PAD)によるデモ行動(スワンナプーム空港)(その1)

* ขอความกรุณาส่งมอบประกาศจากสถานเอกอัครราชทูตญี่ปุ่นประจำประเทศไทยฉบับนี้ให้แก่ชาวญี่ปุ่นด้วย

1. 報道等によると、11月25日夕刻、PAD等反政府グループはスワンナプーム国際空港に向けて移動を開始し、その一部は既に空港に到着したと報じられています。
これは、ペルーで開催されていたAPEC首脳会議に出席していたソムチャイ首相の帰国を阻止することを目的とした、抗議デモであるとされています。
現在の所詳細は不明ですが、有料道路(モーターウェイ)から空港ターミナルへ繋がるアクセス道路にPADが集結し、車両の通行を妨げている模様であり、また空港へ乗り入れる車両のセキュリティー検査等も高められ、車両交通が著しく遅延しているとの情報もあります。
このため、空港への到着に1時間半から2時間と通常よりも時間が掛かっている模様です。空港へは、十分時間に余裕を持って行かれることをお勧めします。
なお、現在、空港公園(AOT)とPADとの間で話し合いが行われているという情報もありますが、事態が収束するまでには暫く現在の状態が続くことが見込まれますので、最新の情報入手に努めて下さい。
2. また、これまでデモのほとんどは平穏裏に行われていますが、PADの抗議活動状況と、これに伴う爆弾事件の発生が続いている現状から、今後、しばらくの間抗議行動の範囲が広がることも予想され、政府支持グループであるUDDとの小規模の衝突事件もあり、状況如何によっては不測の事態が発生する可能性も排除できません。
3. ついては、タイに渡航・滞在中の方は、報道等から最新情報の入手に努めるとともに、これら抗議行動が発生している場所付近には近づかないようにして下さい。

(問い合わせ先)

○在タイ日本国大使館領事部

電話:(66-2)207-8502、696-3002(邦人援護)

FAX:(66-2)207-8511

[↑このページのトップへ戻る](#)

(c) Embassy of Japan in Thailand

1. 在タイ日本国大使館への問い合わせ件数

(1) 大使館への電話照会件数

●06:00～24:00まで電話対応を実施(11月25日未明より開始し、スワンナプーム空港再開まで)。

●照会件数については、錯綜状態で邦人への対応を最優先して実施したことから、集計していないが、領事部直通回線6回線が上記時間、常時架電状態であったことから、平均して、1件あたり15分程度の対応を行ったところ、概ね1日あたりの電話照会件数は、430件程度と見込まれる(24件/時間 X 18時間)。

(2) 大使館への来訪照会件数

●上記同様、錯綜状態で邦人への対応を最優先して実施したことから、集計していないが、1日あたり数件～10数件程度と見込まれる。

(3) 空港での照会件数

●錯綜状態で邦人への対応を最優先して実施したことから、集計していない。

2. 邦人宿泊ホテル

●空港の占拠に伴い25日夜出発予定であったタイ航空数便が欠航となり。当該便に搭乗を予定し、かつ、既に搭乗手続きを済ませていた邦人を含む乗客数千名が空港内に取り残されることとなった。

●日本航空及び全日空の乗客については、同日夜出発の数便が辛うじて通常通り運行できたため、空港内に残された2社の乗客はいなかった。

●タイ航空は、バンコク市内のホテル8カ所への宿泊手配を発表・実施し、25日夜から空港内に取り残された乗客を空港からホテルへ誘導した。大使館よりホテルへ館員を派遣し、宿泊者名簿の確認を実施するとともに、空港の現状及び大使館の連絡先等を記載した案内をホテル内掲示及び邦人宿泊者への配布をホテル側に依頼。

①ラジソン

②アマリ・アトリウム

③インドラリージェント

④アンバサダ

⑤パイヨーク

⑥アマリ・プルバード

⑦モンテイイエン

⑧ノボテルバンナ

●その後判明した、追加宿泊先にも同様の措置を実施。

①グランドメルキュール

②ファーストホテル

③プリンスパーク

④アンバサダー・ジョムテイイエン

●その他(市内は通常と同様に平静であったため)上記以外の宿泊施設での宿泊も可能であったと承知している。

新型インフルエンザ発生 (WHOフェーズ4宣言) 時の政府及び外務省の対応

政府の体制

新型インフルエンザ対策本部

本部長: 内閣総理大臣
副本部長: 官房長官及び厚生労働大臣
構成員: 全閣僚

- 基本的対処方針 (水際対策、国内における封じ込め等) の重要事項について決定

(対策本部設置前に重要な決定を行う必要がある場合は、関係閣僚会議を開催)

対策本部幹事会

主宰: 内閣危機管理監

構成員: 関係省庁対策会議メンバー (局長級)

- 対策本部決定に基づく各省庁の措置についての調整 (対策本部幹事会前に決定を行う必要がある場合、関係省庁の局長級で緊急参集を行う。)

専門家諮問委員会

構成員: ウイルス学、疫学などの専門家

- 基本的対処方針等について専門的見地から意見を表明

外務省の体制

外務省緊急対策本部

本部長: 外務大臣
構成員: 関係部局長
(招集のタイミング及び構成員は危機管理担当参事官が決定)

- 政府対策本部等との連絡及び省内調整

外務省の役割

① 邦人保護

- 感染症危険情報の発出等邦人に対する情報提供
- 在外邦人の帰国手段の確保
- (現地医療機関の対応能力喪失等の場合) 海外邦人用タミフルの授与等

② 外国人来航者の抑制 (水際対策)

- 感染国・地域からの外国人に対する段階的査証措置
 - ① 査証審査厳格化 (健康状態質問票等の追加書類の徴収)
 - ② 感染拡大時には査証発給の停止 (除: 緊急事案)

③ 国際協力

- アジア向け備蓄タミフル (150万人分)・防護用品を投入
- 追加支援及び専門家の派遣の是非を検討

ODA施設火災報告せず

489億円融資 会計検査院に

国際協力銀行

国際協力銀行（JBIIC）による約489億円の融資で建設されたメキシコの重油脱硫施設が火災事故を起こし、02年1月から同年秋まで操業を停止したにもかかわらず、JBIICが02年の会計検査院の検査で、事故の事実を伝えていなかった可能性が高いことがわかった。さらにJBIICは検査院に対し、脱硫処理量の見込みを実績より過大に報告していた。JBIICは「事実を隠す意図はなかった」と説明している。

10カ月操業停止

国際協力銀行 海外向け投融资を行う全額政府出資の政府系金融機関。ODAの円借款を担った旧海外経済協力基金と、貿易金融を支えた旧日本輸出入銀行が99年に統合して発足した。総裁は代々、旧大蔵省からの天下りが務める。

問題の施設は日本政府の途上国援助（ODA）の円借款で建設された。円借款は税金などを財源にJBIICが相手国に長

期・低利で貸し付けるもので、検査院の検査対象となっていた。事故の事実が伝わらなかったことにより検査院の報告が現状を踏まえないものになった恐れがあるとの指摘もあり、検査院はJBIICの対応に問題がなかったか調べている。

建設。JBIICが91年から計約489億円を融資していたが、02年1月に石油流出が原因とみられる火災を起こし停止。その後2月下旬から半年間閉鎖され、さらに修理のため02年10月下旬まで操業できなかった。

検査院は、この施設の設置は、火力発電所で使う重油から硫黄分を減らして大気汚染原因物質の二酸化硫黄の発生を抑えるもので、メキシコ石油公社（PEMEX）が

処理実績が99～01年で年平均日量約1万8千t、2万8千tと、処理能力（日量5万t）よりかなり低かったため、ODAによる援助の効果に疑問があるとの判断。02年2月15日にメキシコで施設の現地検査を行い、その後稼働状況についてもJBIICに報告を求めた。

地を訪れた検査院職員にも火災や施設の停止を伝えた記録はないという。また施設が停止中の02年8月30日、02年の脱硫処理量の見込みについて、JBIICは同日、検査院に「PEMEXからの回答によれば日量3万8千t」と、01年実績の処理量（日量2万1千t）を大幅に上回る数量を示し「施設は問題なく稼働している」とする見解を伝えていた。

実際には、操業停止のため02年は9月まで処理量がゼロ、10月もわずかで、年間平均の処理量は検査院へ報告した見込みの10分の1以下の日量3470tにとどまった。さらにJBIICは02年の実績処理量について、9月20日付で同行の現地事務所から「本年の処理実績は大きい」と公表したが、事故の事実や影響は盛り込まれなかった。

検査院は02年11月末にまとめた検査報告で「処理能力に対し99～01年の実績が大きく下回っており、援助の効果が十分現れていない」と公表したが、事故の事実や影響は盛り込まれなかった。

回答用文書作る

ところがJBIICによると、現地検査前の1月末から「火災跡は外観からは分からない。稼働していないことを実査で指摘された場合には、メンテナンスによる休止と回答するよう指示」とする文書を行内で回覧。現実

妨害・隠す意図なかった

JBIIC広報室の話 火災事故の発生当初は1、2カ月で再稼働できると説明を受けており、年約60日間、施設を休止して行う通常のメンテナンスの一部と考えていいと判断した。報告にきめ細やかさを欠いた面もあったかもしれないが、検査を妨害したり重要事実を隠したりする意図はなかった。

説明責任果たしてない

元会計検査院局長の有川博・日本大学教授の話 事故を報告せず、過大な見込みだけを伝えたとすれば、JBIICは検査院に対する説明責任を果たしておらず極めて不適切だ。事故の影響は、その後の援助効果を考える上で重要で、検査院の検査報告が現状を踏まえないものになった恐れがある。

- (a) 銀行について、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してアルバニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- (b) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してアルバニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- (c) 供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してアルバニア共和国において課されるすべての関税及び関連の財政課徴金
- (d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してアルバニア共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税
- 8 アルバニア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
- (a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

9 アルバニア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び銀行に対し、計画の進捗状況ちやくについての情報及び資料を提供する。

10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をアルバニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

Article IV

Section 6.06 Administration of Loan

(6) The Borrower shall, in the interests of the sound administration of the Loan, furnish JICA with, or cause to be furnished with, to JICA all such information, at such times, in such form and in such detail, as JICA shall reasonably request. Such information may include information with respect to the financial and economic situation in the country of the Borrower and its international balance of payments position.

(以 上)

(和文仮訳)

円借款基本約定 2008年10月
独立行政法人国際協力機構

第6章

第6.06条 借款の監理

(6) 借入人は、本借款の健全な監理のために、国際協力機構が正当に要求する時期、様式及び内容で、国際協力機構に対してすべての情報を提供するか又は提供されるための措置をとるものとする。かかる情報は、借入人の国における財政・経済状況及び国際収支状況に関する情報を含むものとする。

出典：新JICA作成資料

(以 上)

Appendix I: Scope and Methodology

To determine how USAID, State, and other agencies are marking and publicizing their foreign assistance activities, we discussed their activities with cognizant officials at their headquarters in Washington, D.C. We also met with representatives of nongovernmental organizations (NGO) and contractors in the Washington, D.C., area—such as Food For The Hungry, National Democratic Institute, the American Bar Association/Central European and Eurasian Law Initiative, Chemonics, and Development Alternatives, Inc.—who implement many of the agencies' foreign assistance activities. In addition, we traveled to U.S. embassies and USAID missions in Indonesia, Peru, Serbia, Montenegro, and South Africa. In those countries, we (1) met with agency officials at the embassies and missions and representatives of NGOs and contractors who implement foreign assistance activities; (2) collected and analyzed agency documents, regarding their foreign assistance marking and publicizing efforts; and (3) visited several sites in each country to observe marking and publicizing activities of U.S. agencies and their implementing organizations. In particular, we visited various recipients of U.S. foreign assistance in Belgrade, Serbia; Podgorica, Montenegro; and Pretoria, South Africa. We also traveled to Banda Aceh, Indonesia, and several locations in Serbia, Montenegro, and Peru, to observe marking and publicizing activities and

(和文仮訳)

付録 1 範囲と方法

さらに、我々はインドネシア、ペルー、セルビア、モンテネグロ及び南アフリカの米国大使館及び米国国際開発庁 (USAID) 現地事務所を訪問した。これらの国々で、我々は (1) 大使館や USAID 現地事務所において米国機関の職員に会ったり、NGO 現地代表者及び外国援助活動を実施している契約業者に会ったり、(2) 外国援助の表示及び公表努力に関して各機関の資料を収集し分析したり、(3) 米国機関及び実施機関の表示及び公表活動を観察するため各国においていくつかの事業現場を訪問した。

(出典) <http://www.gao.gov/products/GAO-07-277>



USAID
FROM THE AMERICAN PEOPLE

11/10/2005 Revision
Editorial: YES
Substantive: YES

591.3.6 USAID Audit Rights
Effective Date: 01/14/2002

USAID reserves the right to audit all aspects of program implementation, including contracts, grants, and cooperative agreements financed by the Agency. Individual missions have the right to request audits of a subrecipient if the mission determines that the potential for waste or fraud exists for that specific sub-agreement. Missions must coordinate these audits with the responsible prime recipient. USAID will exercise its audit rights by conducting audits with its own staff through the OIG; by requesting that other Federal agencies, such as DCAA, conduct audits; or by contracting with an independent audit firm or equivalent to provide the services.

USAID retains the right to conduct a financial review, require an audit, or otherwise ensure adequate accountability of recipient organizations regardless of the audit requirement. Any additional financial reviews or audits must build on the work performed by other auditors. USAID agreements must include provisions for the right to conduct a financial review, when deemed necessary, or otherwise ensure adequate accountability of organizations expending USAID funds.

The OIG retains the authority to perform or supervise audits when requested by USAID or at its own discretion under the Agency-contracted audit program.

Foreign nonprofit organizations expending less than \$300,000 per their fiscal year under direct USAID cost reimbursement awards, and host governments expending less than \$300,000 per their fiscal year under USAID grants, are not required to have an audit performed for that fiscal year. Missions should use the **Recipient Control Environment Assessment Checklist** to determine the level of monitoring necessary for these organizations. However, if the Mission determines that an audit is required, the Mission must submit the audit report to the cognizant RIG office for review and issuance.

(和文仮訳)

USAID協定には、必要と認められる場合には、財務レビューを行う権利に関する規定を含めなければならないし、そうでないにせよ、同協定によってUSAID資金を使用する組織の適切な説明責任が確保されなければならない。

(出典) <http://www.usaid.gov/policy/ads/500/>

外務省政務本部（過去の開催実績等）

平成21年3月17日

外務省大臣官房総務課

御依頼いただきました標記の件につき、現存する資料を確認したところ、平成18年度以降の実績は以下のとおりです。

1. 開催回数

平成20年度	5回
平成19年度	18回
平成18年度	28回

2. 主な議題

毎回2～3の政策的事項につき事務方から報告の上、出席者間で議論しています。

平成20年度では、主に、アフガニスタン・パキスタン情勢、海賊問題、各種邦人誘拐事案、G8サミットといった議題が扱われています。

3. 会議の時間

毎回30分を想定しています。

4. 大臣及び次官の出席

大臣は過去に数回出席したことがあります。事務次官は出席していません。

(了)